



国 監 告 第 7 号

地方自治法第199条第1項及び第5項の規定に基づき実施した随時監査に係る監査結果を、同条第9項の規定により、別紙のとおり公表する。

平成26年10月24日

国立市監査委員 伯 道 夫

国立市監査委員 中 川 喜美代

例月出納検査（随時監査）監査結果

1. 随時監査

(1) 種類

地方自治法第199条第1項及び第5項

(2) 概要

実施期間

ア. 事前調査

平成26年10月1日（水）から平成26年10月14日（火）まで

イ. 実施

平成26年10月20日（月）

対象部局

政策経営部課税課

(3) 対象事項及び範囲

対象事項

平成26年度国立市一般会計（歳出）

平成26年度個人住民税課税プログラム改修委託（国総務契第1381号）

（9月19日支払分）

予算科目 02.02.02.13（17）

支出額 3,525,120円

対象範囲

財務に関する事務の執行等

一般行政事務の執行及び事務事業の経済性、合理性、正確性等

(4) 手続き

実施通知 平成26年10月1日（水）

資料提出期限 平成26年10月10日（金）

事前調査 事務局による調査（前記のとおり）

実施 監査委員による監査（前記のとおり）

ア. 先に提出された資料に基づき、監査対象部局より対象事項の概要説明を受け、その後、質疑及び関係書類の監査を実施した。

(5) 監査の着眼点

共通事項

ア. 予算の執行は、計画的かつ効率的に行われているか。

イ. 予算の執行の手続きは適正か。

ウ. 決裁は、定められた手続きを経ているか。

個別事項

ア. 委託の相手方及び選定方法は適切か。

イ. 委託料の算定根拠は、合理的な基準に基づき行われているか。

ウ. 委託料の支出は適正な時期に行われているか。

エ．委託内容の履行確認は適正に行われているか。また履行期限は守られているか。

(6) 結果

概 評

対象事項を監査した結果、下記のとおり指摘し、及び要望する。

個別事項

ア．指摘事項

(ア) 対象事項に係る契約締結決裁は、起案日、決裁日及び施行予定日全てが平成 26 年 4 月 1 日となっており、契約書の契約確定日及び委託期間の始期も同年 4 月 1 日であったことから、契約事務の経緯を確認したところ、本来準備行為により処理すべきものを失念し、平成 26 年度開始から半月程度経過後に事務の未執行が判明したため、契約の実態に合わせて事後的に決裁を整理した旨の説明を受けた。このような事務執行は、契約事務及び文書事務として不適切である。今後は改善されたい。

(イ) 対象事項に係る契約の仕様書においては、「受注者は委託業務週間報告書を作成し、適宜発注者に提出」し、「発注者は当書類により委託業務の進行状況を把握し、必要に応じて受注者に指示を行う」こととされていたが、「委託業務週間報告書」について確認したところ、実際には提出されておらず、業務の進行管理は、担当者間において専ら口頭により行われていた旨の説明を受けた。履行上の事故等のリスク管理を含め、業務の組織的管理を徹底するため、仕様書に定めたとおり報告書の提出を受けるべきであった。今後は改善されたい。

イ．要望事項

(ア) 対象事項に係る委託業務着手届について、公印使用欄が空欄であったことから、主管課長が承認した書類を受注者に交付したかどうか確認したところ、公印を押して交付したとのことであった。公印使用欄への押印が漏れていたものであり、公印押印及び書類交付の事実が記録として確認できない状態であった。今後は遺漏のないよう留意されたい。

以 上